［項を削る。］

［項を削る。］

9　法第五十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　［略］

三　第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10　法第三十二条第七項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

（法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六十五条　法第五十四条の二十一第二項本文又は第五十四条の二十三第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2　法第五十四条の二十一第二項ただし書又は第五十四条の二十三第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3　法第五十四条の二十一第四項又は第五十四条の二十三第五項に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4　法第五十四条の二十三第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事由とする。

5　法第五十四条の二十三第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第八号に掲げる事由とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第三項に規定する認可対象会社をいい、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条の二十三第四項に規定する認可対象会社（同条第一項第十四号に掲げる会社（第六十六条の三に規定する会社を除く。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

10　法第五十四条の二十三第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

11　法第五十四条の二十三第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十二号に規定する持株会社とする。

12　法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一　第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二　［同上］

三　第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13　第五十三条第十二項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

（法第五十四条の二十一第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六十五条　法第五十四条の二十一第二項本文（法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　同上］

七　信用金庫の子会社である法第五十四条の二十一第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

八　信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式又は持分の取得

2　法第五十四条の二十一第二項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3　法第五十四条の二十一第四項（法第五十四条の二十三第八項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

［項を加える。］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六十六条　金庫は、認可対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　同上］